

守山市ほたるの森資料館整備設計業務

公募型プロポーザル実施要領

1 整備の方針について

ほたるの森資料館は、整備後から 35 年を経過しており、今後もホタルの飼育・研究をはじめ、ホタルを中心とする昆虫等の小動物に関する資料の展示・閲覧や環境イベント等の開催を行い、子どもから大人まで全ての市民が自然環境に対する知識を深め、自然保護に対する意識を高める施設として寄与するために、公園利用者も含めてホタルに関して学べる環境教育の拠点として整備することを目指す。

2 プロポーザル方式の種別および採用理由について

本市では、ホタルの生息を環境浄化の指標とする「ほたる条例」を制定し、希少となっているホタルを保護・繁殖させるための生息環境を整備し、保全を図ることで、市民等の環境保全意識の高揚に取り組んでいる。

そのようななか、ほたるの森資料館では、ゲンジボタルの飼育に関する調査・研究および指導を行うとともに、ホタルを中心とする動植物の資料の展示や閲覧等を通じた環境学習を行うなど、多様な生物が共存できる環境を整え、ホタルの自生調査等の取組を行っており、あわせて市民運動公園内の施設として自然と調和を図りながら交流がうまれる施設として整備する必要がある。

これらのことから、当該業務の実施にあたっては、柔軟な発想や高い技術力はもとより、利用面、安全面、運営面での機能性の向上の実現、市民運動公園との調和のための方策など、多岐にわたる技術提案が求められることから、最も適切な設計者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

3 業務概要

(1) 業務名

守山市ほたるの森資料館整備設計業務

(2) 業務内容

展示施設に係る基本設計・実施設計業務

詳細は「守山市建築設計業務共通仕様書」および「特記仕様書」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 履行場所

守山市三宅町地先（市民運動公園内）

(5) 業務区分

令和 8 年度 基本設計（令和 8 年 9 月 30 日まで）

実施設計（令和 9 年 3 月 26 日まで）

ただし、令和 8 年 3 月定例月会議において予算が否決された場合、本公募型プロポーザルは取り止める。

(6) 発注者

守山市長 森中 高史

(7) 事務局

守山市環境生活部環境政策課（もりやまエコパーク交流拠点施設内事務室）

住 所 〒524-0216 守山市環境学都市宣言記念公園 1 番地 1

電 話 番 号 077-584-4691（直通）

ファックス番号 077-584-4818

メールアドレス kankyoseisaku@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.moriyama.lg.jp>

4 見積上限額

金 19,254,400 円（消費税および地方消費税額を含む）以下を想定している。

5 支払方法

業務完了時に検査を行い、一括支払い。

ただし、希望により「3 業務概要 (3)業務区分」の基本設計業務完了時に検査を行い、部分払いを可とする。支払額は本市積算による。

6 実施方式

公募型プロポーザル方式

7 スケジュール（予定）

公募開始	令和 8 年 3 月 9 日（月）
質問締め切り	令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 4 時 45 分まで
質疑回答日	令和 8 年 3 月 23 日（月）

一次提出書類の提出期限	令和8年4月3日（金）
第一次審査結果通知 （技術提案書等の提出要請）	令和8年4月21日（火）
技術提案書等（二次提出）の 提出期限	令和8年5月21日（木）午後4時45分まで
第二次審査 （プレゼンテーションおよび 公開ヒアリング）	令和8年6月1日（月）予定
第二次審査結果通知 （契約予定者の特定）	令和8年6月5日（金）予定

8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす単体企業または設計共同企業体（以下「設計JV」という。）であること。

(1) 単体企業（個人事務所を含む）

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- イ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- ウ 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- カ 次の(ア)から(カ)までのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員(同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ク 参加表明書の提出者となる設計事務所は、平成28年4月1日から令和8年4月2日(第一次提出の提出期限前日)までに以下の要件を満たす業務を受託し、完了した実績を有すること。

(a) 延床面積200㎡を超える建築物に係る新築、増築、改築の設計業務を元請け(設計JVの代表構成員としての実績またはPFI事業の構成員としての実績を含む)として受託し、完了した実績を有すること。なお、上記の設計業務の内、基本設計のみの業務および意図伝達業務のみの場合は除く。

(b) 延床面積200㎡を超える建築物に係る新築、増築、改築の工事監理を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。なお、工事監理については、上記(a)の設計プロジェクトと同一でなくても良い。

(c) 上記(a)および(b)について、増築の場合は該当部分面積の延床面積が200㎡を超えていること。

(d) 上記(a)および(b)に示す建築物の用途は、令和6年国土交通省告示第8号別添ニ第一号(車庫、倉庫、立体駐車場等)および第二号(工場、畜舎等)を除くものとする。

ケ 配置予定技術者に関する要件

(ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主

任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者を各 1 名配置すること。

- (イ) 構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。
- (ウ) 管理技術者および意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であること。
- (エ) 管理技術者または意匠担当主任技術者のいずれかは本市との定期的な打ち合わせに必ず参加できること。なお、管理技術者と意匠担当主任技術者は兼ねることができる。
- (オ) 電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼ねることができる。
- (カ) 積算担当主任技術者は公共工事の積算経験がある者であること。
- (キ) 参加申込時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

(2) 設計 J V

ア 設計 J Vに関する要件

- (ア) 各構成員は本プロポーザルに参加する単体企業または他の J V の構成員でないこと。
- (イ) 各構成員は、その分担業務毎に担当（主任）技術者を配置するものとする。

イ すべての構成員に関する要件

8 (1) アからクに掲げる要件を満たしていること。ただし、クに関しては共同企業体のいずれかの構成員が要件を満たすこと。

ウ 代表構成員に関する要件

- (ア) その他構成員の出資比率を上回ること。
- (イ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件

8 (1) ケに掲げる要件を満たしていること。なお、管理技術者は代表構成員の内から配置すること。

(3) 参加資格の確認基準日

上記(1)から(2)までの参加資格の確認基準日は令和 8 年 4 月 2 日（第一次提出の提出期限前日）とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

9 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 1 号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 1 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 2 持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までに持参すること。

※ 3 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出先

前記 3 (7)に記載の事務局に同じ。

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 8 年 3 月 23 日（月） 正午

10 一次提出書類の提出について

(1) 提出書類

本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後 3 か月以内・~~写し可~~）

ア 参加表明書兼誓約書（様式第 2 号）

イ 事務所の資格要件書（様式第 3 号）

ウ 業務実施体制（様式第 4 号）

エ 管理技術者・各主任技術者の経歴等（様式第 5 号）

オ ほたるの森資料館の整備に対する考え方（様式第 6 号）

添付書類

カ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

キ 身元証明書（個人のみ）

ク 印鑑証明書

ケ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

コ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納

証明書（個人の場合）

- ※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。
- ※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。
- ※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。
- ※ 4 本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
- ※ 5 設計 J V により参加する場合は、すべての構成員の証明書を提出すること。

サ 委任状（支店等と取引をする場合）

シ 建築事務所登録の写し

- ※ 設計 J V の場合はすべての構成員が提出すること。

ス 共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要）

- ※ 守山市入札参加資格登録業者は、カからシの書類は不要とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 3 日（金） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書については不可）または持参による提出とし、期限内に必着（分割提出可）のこと。なお、持参の場合は開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までに持参すること。

(4) 提出部数

- (a) アから ~~ホエ~~ およびカから ~~ハス~~ の提出書類は正本 1 部、副本 1 部（副本は写し可）

※左上ステープラー綴じの上提出

- (b) オの提出書類は正本 1 部、副本 10 部 ~~（各書類毎に左上ステープラー綴じの上提出）~~

(5) 提出先

「9 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(6) 一次提出書類等の作成および記載上の留意事項

ア 作成方法

一次提出書類等の様式は、様式第2号から第6号に示すとおりとする。

イ 重複申込

同一企業の本社および支店等による重複申込および人的関係または資本関係がある企業による重複申込は不可とする。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 一次提出書類等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 兼誓約書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none">・本プロポーザルに参加するものは、住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。・設計JVとして参加する場合は、共同企業体名と代表構成員およびその他の構成員すべての住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載する。
事務所の 資格要件書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none">・提出者の建築士事務所登録の状況を記載する。・設計JVで応募する場合は、提出者欄に代表構成員の情報を記載する。・事務所が保有する、前記8(1)クで示す実績について記載する。・実績が確認できる資料を添付する。・設計JVとしての業務実績（代表構成員としての実績に限る）については、協定書の写しを添付する。・PFI事業としての実績については、発注者欄に事業主体および設計委託契約発注者を記載する。・欄が不足した場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合はページが複数にわたってもよい。
業務実施体制 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none">・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者について、氏名、保有する資格、所属を記載する。なお、主任技術者とは管理技術者のもとで各分担業務における担当技術

	<p>者を統括する役割を担うものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する資格は、前記 8 (1) ケに示す資格を記載する。 ・参加表明書兼誓約書等の提出者以外の協力事務所に所属するものを担当主任技術者とする場合には、その協力事務所についても記載する。
<p>各技術者の 経歴等 (様式第 5 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者および積算担当主任技術者について各様式に記載する。 ・管理技術者は要件となっている一級建築士の資格に加え、その他保有する資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。また、実績について記載し、実績を証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、前記 8 (1) クを参照のこと。 ・意匠担当主任技術者および構造担当主任技術者は要件となっている一級建築士の資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。 ・積算担当主任技術者は、公共工事の積算業務実績を記載し、実績を証明できる書類の写しを添付すること。記載する実績内容については 8 (1) クを参照のこと。 ・過去に所属した事務所での実績も認めるため、記載する場合は、証明できる書類を提出すること。 ・欄が不足した場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合はページが複数にわたってもよい。 ・その他、様式に記載の備考欄に従うこと。
<p>ほたるの森資料館の整備に対する考え方 (様式第 6 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の 3 点を簡潔に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> ①本整備計画において目指す、新たな資料館の施設コンセプト ②施設の配置や諸室配置・機能などの基本的な考え方 ③公園とのつながり、一体感に関する基本的な考え方 ・正本は A 3 版・横づかいで片面 1 枚とし、副本も同様の形式で提出する。レイアウトは自由とする。ただし、提案者を特定できる表現（事務所名やロゴなど）を記載しない。パネル化は不可とする。 ・別途、PDF データを保存した CD-R を 1 枚提出する。 ・概念図、図表、イメージ図、写真を用いることは支障ない。 ・評価の視点は資料 5 「評価基準」の通り。

(7) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和8年4月21日(火)頃を目処に書面で通知する。

(8) 参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第10号)を事務局に提出すること。

11 技術提案書等(二次提出)期日および作成方法等

(1) 技術提案書等の提出方法

ア 提出方法

「10 一次提出書類の提出について (3) 提出方法」に同じ。

イ 提出書類

(ア) 技術提案提出書(様式第7号)

(イ) 特定テーマに対する技術提案書(様式第8号)

(ウ) 見積書(様式第9号)

ウ 提出部数

(ア)の提出書類は正本1部、副本1部

(イ)の提出書類は正本1部、副本10部(左上ステープラー綴じ)

(ウ)の提出書類は正本1部、副本1部

エ 提出期限

令和8年5月21日(木) 午後4時45分まで

(2) 提出先

「9 質問・回答 (3) 提出先」に同じ。

(3) 技術提案をを求めるテーマ(特定テーマ)

技術提案をを求めるテーマは以下の特定テーマ①から⑤とする。「別紙1 守山市ほたるの森資料館建替え基本計画」、「別紙3 ほたるの森資料館建替えに係るホテルの配慮事項について」、「別紙4 ほたるの森資料館の現資料量および研究内容について」を熟読のうえ、様式第8号「特定テーマに対する技術提案書」を作成し、様式第7号「技術提案提出書」、および様式第9号「見積書」を添えて提出すること。なお、各テーマとも基本計画に示す想定事業費内で実現できることを前提として提案すること。

ア 特定テーマ①：自然素材を適切に活用した誰もが楽しめる魅力的な施設

木材などの自然素材も活用し、ホテルの生息環境や周辺の自然と調和した親しみやすい外観としながら、子どもから高齢者まで多世代の誰もが楽しく体験

型学習ができる展示空間を合わせた、魅力ある建物の提案をすること。

イ 特定テーマ②：年間の利活用や運営変化に対応できる施設への方策

展示内容や飼育水槽の維持管理、更新のほか、年間を通じた視察研修や日常的な来館者に対応できる、臨機応変な諸室の使い方を考慮したゾーニングを提案すること。

ウ 特定テーマ③：市民運動公園の魅力的な空間づくり

ホテルの飛翔時期以外でも、年間を通して多くの人々が訪れる市民運動公園の環境を活かし、公園のにぎわいや機能を向上させる建物の配置を計画すること。また、周辺環境の整備とともに、四季に応じたランドスケープとの一体感を感じることで、学び・集い・交流・憩いの場の実現を目指す方策を提案すること。

エ 特定テーマ④：ホテルが住みよい水辺環境への配慮

現資料館周辺の森やほたる河川において、ホテルの生態への光の影響、その他動植物への影響について配慮し、既存の環境や生態系を壊すことのないよう施設等の配置、外構計画を提案すること。

オ 特定テーマ⑤：維持管理のしやすさおよび施設の長寿命化

長く愛される建物とするために維持管理をするうえで、活用する自然素材のメンテナンス性や長寿命化の方策を提案すること。また、各諸室の運用・保守および屋内外の展示と外構の管理の効率性を図る手法について提案すること。

(4) 提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案提出書 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none">・技術提案書等を提出するものは、住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。・設計JVとして参加する場合は、設計JV名と代表構成員およびその他の構成員すべての住所、商号または名称および代表役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。・技術提案書等の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載する。
特定テーマに対	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマ①から⑤までに対する技術提案について記載する。

<p>する技術提案書 (様式第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、イメージ図、写真などを用いて提案する。ただし、詳細設計ではないこと。 ・記載できる枚数はA2版・横づかいで片面2枚までとする。 ・各テーマの記載配分、配置は任意とする。 ・正本はA2版2枚までにし、副本はA3版に縮小し片面印刷で提出する（綴込み不要）。 ・別途、提出書類のPDFデータを保存したCD-Rを1枚プレゼンテーション実施日に提出する。 ・様式については、一般公開することに留意する。また、事務局がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。 ・技術提案書の提出は1者につき1案とする。
<p>見積書 (様式第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、契約予定者に特定された場合は、本見積書に記載された見積額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額となることから、本要領、「守山市建築設計業務共通仕様書」および「特記仕様書」を前提に、参加表明書および技術提案書等の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積もること。 <p style="text-align: center;">なお、見積金額については税抜き価格を記載すること。</p>

12 審査方法等について

(1) 審査委員会

ア 本業務に係る審査委員会として、守山市ほたるの森資料館建替えに係るプロポーザル審査委員会を設置する。

イ 委員（敬称略）

分野	氏名	所属・役職等
建築	魚谷 繁礼	京都工芸繊維大学 教授
	倉方 俊輔	大阪公立大学 教授
公園・まちづくり	忽那 裕樹	株式会社 E-DESIGN 代表取締役
生物(ホテル)	遊磨 正秀	龍谷大学 名誉教授
管理・運営	金崎 いよ子	特定非営利活動法人びわこ豊穰の郷 理事長
活用・体験	藤井 朋子	みんなのひみつきち 代表

(2) 審査（契約予定者等の特定）

ア 審査の方法

(ア) 技術提案書等を提出した者について、技術提案書等を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行う。

(イ) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行うものとする。

イ 審査の評価基準

「別紙5 ほたるの森資料館建替えに係るプロポーザル評価基準」参照

ウ プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(ア) 実施日時

令和8年6月1日（月）

(イ) 場所

守山市民ホール 小ホール（守山市三宅町125番地）

(ウ) 説明時間：20分以内（審査参加者数により短縮の可能性あり）

(エ) 質疑応答：10分程度（内容により短縮・延長の可能性あり）

(オ) 出席者は、管理技術者および意匠担当主任技術者を含め6名以内とし、説明については管理技術者または意匠担当主任技術者が中心となって行うこと。

(カ) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとし、提出した副本を審査委員の手元資料とする。

(キ) 原則として技術提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとするが、より分かりやすく説明するために補足的に技術提案書を加工してプレゼンテーション資料を作成することを認める。ただし、模型の持ち込み、動画の再生は禁止とする。

(ク) プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査については公開とする。

(ケ) プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。

(コ) 場所、日時、順番、その他プレゼンテーションで使用できる機器等の詳細については、参加資格通知時に別途通知する。

(3) 審査方法

ア 事前に定めた審査基準に基づき審査し、契約予定者および次順位契約予定者を選定する。

- イ 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし審査委員が各自評価、採点を行う。
- ウ 業務実績、提案および価格の評価点（以下「評価点」という。）の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった参加事業者のうち、評価点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価点が評価基準点以上となる場合は契約予定者となる。
- エ 審査員の評価点が同点の場合、技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）に対する技術提案の評価点が高い方を上位の者とする。技術提案の評価点も同点の場合、くじにより決定するものとする。
- オ 契約予定者が審査結果通知後に辞退した場合、または失格となった場合等、契約ができない場合は、次順位契約予定者が契約予定者となる。

13 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日：令和8年6月5日（金）

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 契約予定者名および次順位契約予定者
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

※ 市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約予定者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限

る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「4 見積上限額」に掲げる金額を超過した場合

カ 確認基準日以降、契約締結日までに参加資格要件を欠く事態に至った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は契約予定者に選定された者が作成した技術提案書の内容を、無償で使用できるものとする。

(5) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

(6) 提出された書類は返却しない。また提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、技術提案書については匿名化し一般に公開する場合がある。

(7) 提出後の提出書類の差し替えおよび追加・削除は原則として認めないが、市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等はやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、経験を有する技術者であるものとし、発注者の承諾を得なければならない。

(8) 支払条件

業務完了時において、完了届を受理した日から 10 日以内に検査を行い、検査合

格後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。支払額は「5 支払方法」による。

- (9) 設計者を選定後、発注者等との協議の上、具体的設計を進めるため、特定テーマに対する技術提案について、すべてが直接的に具体的設計に反映されるものではない。

16 問い合わせ先

前記 3 (7)に記載の事務局に同じ。